

2016年4月20日

熊本地震の影響により 専門医更新単位が不足する先生方へ

平素より学会活動にご協力頂き誠に有難うございます。

この度の、地震の被害にあわれた皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、日本内分泌学会内分泌代謝科専門医のうち、この度の地震にて被災されました先生、あるいは復興支援などの業務担当により予定していた更新単位取得が不可能となる先生に対し、専門医更新規定第8条に基づき、1年間更新期間延長が可能となる旨お知らせ致します。

概要は下記の通りです。

先生方のご健闘により各地域の内分泌代謝診療が遅滞なく進んでおりますことに心から感謝いたしますとともに、一日も早い復興をお祈りしております。

日本内分泌学会
専門医制度委員会委員長
柳瀬 敏彦
専門医認定部会部会長
山田 正信

記

1. 対象：熊本地震に被災されたか、その支援業務のため予定していた更新単位を取得できない場合で、原則として勤務地あるいは居住地が、熊本、大分、福岡、宮崎、佐賀、長崎、鹿児島の各県にある先生。
2. 申請方法：上記の該当者は、専門医更新申請時に事情を記した書類を提出することにより、更新期間延長の申請ができる。
その対象と認定されれば、更新期間延長中でも専門医として、また指導医資格を所持している場合は指導医として呼称できる。
ただし、更新延長期間は1年間とする。

以上

～参考～

専門医更新規定 第8条

『留学・休会・長期病期療養などの特別な理由によって更新が不可能な場合は、その事情を記した書類を提出し、更新期間延長の申請ができる。申請が認められれば、更新期間延長中でも専門医として、また指導医資格を所持している場合は指導医として呼称できる』